

年金証書の解説例（乙野 花子様 障害年金 年金証書について）

- 今回、障害年金申請につきましては、当職において平成 27 年 4 月 10 日に〇〇年金事務所を経由して日本年金機構に対し書類を提出しました。審査の結果、平成 27 年 5 月 14 日付年金証書が発行され、平成 27 年 4 月の時点で（申請時点）花様が障害等級 2 級に該当したとのことで支給決定となりました。年金が支給されることとなり安堵しております。
- 年金額については、平成 27 年 5 月から支給開始となります。平成 27 年 5 月分が、平成 27 年 6 月 15 日に振り込まれ、6 月 7 月分は 8 月 15 日に振込まれます。今後も偶数月の 15 日に 2 か月分ずつ振り込まれます。
- 年金額は、年度単位で決まっています。平成 27 年度分については基本額が 780,100 円です。
- 将来、子どもが生まれた場合（18 歳の年度末までの子）加算額が 224,500 円（平成 27 年度）付きます。子どもが生まれた場合、年金事務所へ届出が必要になります。
- 障害等級 2 級は、平成 28 年 7 月までの有期認定となっています。この段階で再度診断書を提出し（診

コメント [o1]: お客様宅に年金証書が送付されましたらコピーを当職に提出して頂きます。コピーをみながら年金証書の解説を文書化します。お客様が読みやすいよう大きな字で書いています。

コメント [o2]: 申請から結果が出るまでの経緯を表示します。

コメント [o3]: 年金はいつから支給されるのか、ここがお客様が一番気になる点ですから、抜かりなく説明します。

コメント [o4]: 年金額は必ず明示します。

コメント [o5]: 障害基礎年金は子の加算がつきますので、その旨お知らせします。

コメント [o6]: 年金証書を見て次回の診断書提出時期がいつになっているかを解説します。

断書の書式が郵送されます) 病状に変化があるか否かを確認し再度認定します。病状が悪化したと判断されればこの時点から 1 級に等級が変更されることもありえます。一方、病状が軽くなったと判断されれば 3 級以下の認定となります。国民年金の障害基礎年金は 3 級以下の障害等級ですと支給停止となります。(その後 65 歳になるまでに 2 級以上に該当すれば支給が再開される)

コメント [07]: 更新の時期とその理由、等級変更がある旨説明します。

- また、診断書は平成 28 年 7 月末までに主治医に作成してもらい、年金機構に提出しなければなりません。提出締切日を過ぎてしまうと、その後の年金が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

コメント [08]: 更新を失念しないよう、注意喚起しています。

(提出すれば支給が再開されます) この時期は特に、郵便物の管理に注意をお願いします。

- 障害の等級ですが、1 級は「日常生活を自分ひとりで行うことが不可能である程度」つまり、100 パーセント寝たきり、2 級は「日常生活が著しく制限を加える程度」つまり、ほとんどのことが自分でできない状態であるとのことから、相当程度病状が重篤である必要があります。

コメント [09]: 障害等級についてもカンタンな言葉で解説しています。

- 主治医の先生には、「おかげさまで障害年金を受給することができました」旨お礼の言葉を伝えて下さい。尚、物品や金員によるお礼や心づけは不要であると考えます。それよりは、患者として病状が

コメント [010]: この部分については当職の個人的な考えを表示しています。お客様の判断で良いと思いますが…。

悪化しないよう尽力すべきであると考えます。

- 今後の国民年金の納付ですが、障害等級 2 級に該当したことで「法定免除」となります。市町村役場の国民年金窓口で「年金証書」を提示し、法定免除の届出をして下さい。これにより今後 60 歳になるまでの国民年金保険料の納付が不要となります。（届出は当職が代理で行います）
- 障害年金をもらいながら、会社等に勤務することについては、特に制約はありません。会社に勤務すれば厚生年金保険に加入しますが、その間も障害年金はもらえます。給料やボーナスがどんなに高くなっても制約はありません。（年金には税金もかかりません）また、会社の事務担当者は、花子さんが障害年金をもらっているか否かはわかりませんし、個人情報保護の観点から調べることもできませんのでご安心ください。

コメント [o11]: 障害年金が 2 級以上で認定された場合、国民年金は法定免除に該当します。実務では年金証書と一緒に封筒に法定免除の届出書が同封されています。

コメント [o12]: 年金もらいながら会社で働いて良いのか？ このような内容も表示してお客様の不安を解消できるよう心掛けています。また図解も掲載してわかりやすく表示しています。

現在は



障害基礎年金

65 歳
からは



老齢厚生年金

←会社で働いた分はここに反映される

障害基礎年金

- 当職の業務としては、今回の年金支給決定にて終了となりますが、今後も陰ながら見守っていく所存です。ご不明な点や心配事等ありましたら、お声をかけてください。今後もどうぞよろしくお願い致します。

コメント [o13]: 最後に、お客様に対して感謝の気持ちと、今後もよろしくお願い致しますとの思いを込めて、この書面を作成しお渡ししています。